

「自治体の入札・契約におけるポジティブ・アクション評価による 男女共同参画推進に関する比較研究」

湯浅壘道

要約

本研究は、自治体が男女共同参画社会を形成するための誘導策として、入札参加登録事業者に男女共同参画推進状況の報告・届出を求めるだけでなく、入札優遇等の措置を実施し、男女共同参画を積極的に推進している事業者にインセンティブを付与する制度について、効果と法的問題点を国際的な観点から比較するものである。

1.では、本研究の意義、分析の枠組みなどについて概説する。

2.では、アメリカにおけるマイノリティ中小企業優遇措置を通じた施策の推進について検討する。アメリカでは、マイノリティが所有・経営する中小企業を重点的に支援する一連の政策の中で、女性が経営する中小企業に対し各種支援策が行われている。マイノリティが所有・経営する中小企業優遇措置の導入のきっかけとなったのは1958年の中小企業法の改正であるが、連邦中小企業庁が連邦政府諸機関の調達契約の内容に介入して連邦政府の調達契約の一定割合を優先的に配分することを認める権限が「8条(a) (Section 8 (a))」項目として明記されている。公民権運動を契機として、1960年代以降、8条(a)の権限を行使する目的は、社会的・経済的に不利な立場にあるマイノリティが経営する中小企業を優遇するという方向に変容した。マイノリティが所有・経営する企業の中でも、女性が所有・経営する中小企業に対する施策を充実させたのは、カーター政権期に一連の大統領令によって策定された連邦政府の調達における優遇策である。1979年にカーター大統領が発した大統領令12138は、政府調達における女性の差別の禁止、女性の企業を支援するためにアファーマティブ・アクションを実施すること、女性企業支援の手段としてセットアサイドを採用すべきであることを明記した。カーター政権以来の民主党政権となったクリントン政権では、女性の所有・経営する中小企業に対する優遇策をさらに具体化し、1994年に連邦調達改革法を制定して連邦政府の諸機関の調達に際し、女性が所有する中小企業への元請契約および下請契約の割合を5%以上にするという数値目標を定めた。しかし、このようなセットアサイドの数値目標の法制化にもかかわらず、連邦政府全体では2003年度末の段階でも女性が所有する中小企業への元請契約および下請契約の割合を5%以上にするという数

値目標を達成することはできなかった。

3.では、ドイツを中心として EU 諸国におけるポジティブ・アクション評価について検討する。EU 諸国においては、男女雇用均等法制が比較的早くから発展してきており、ポジティブ・アクション評価についても雇用法制を中心として規定されている。アフーマティブ・アクションまたはポジティブ・アクションについては、ローマ条約で推進が勧告されているが、雇用者によるポジティブ・アクションをどのように評価してインセンティブを付与するか、男女均等処遇に関する規定を遵守しない雇用者に対してどのような罰則が適用されるかについては、国によって異なる。ポジティブ・アクションが積極的に推進されているのはドイツであり、憲法に国家が既存の差別を是正することを求める規定が設けられたことから、雇用機会の均等・職場における平等という文脈でポジティブ・アクション評価が推進されている。州政府はさらに独自に法律を定め、自治体の公契約に際して民間事業者のポジティブ・アクション推進状況を評価しようとしている。

4.では、日本の国の政策について検討する。日本では法律においてセットアサイドは採用されていないが、その背景となっている会計法、予算決算及び会計令上の制約について検討し、セットアサイドの導入の可能性について検討する。

5.では、日本の自治体を実施する入札においてポジティブ・アクションの実施状況評価について検討する。自治体における民間事業者のポジティブ・アクション評価の先駆となったものとしては、福岡県福岡市（現・福津市）の男女共同参画の推進状況届出の条例による義務づけが挙げられ、福津市の事例を中心として効果と問題点を検討する。それをもとにして、指名競争入札等参加資格の審査項目の中に男女共同参画に関する取組の推進状況を加えることによる入札等におけるポジティブ・アクション評価のモデル評価基準を提言する。

6.では、アメリカ、EU および日本のポジティブ・アクション評価についての比較検討の結果をもとにして、三者によるポジティブ・アクション評価の方向における大きな違いを明らかにする。さらにそれをうけて、日本における今後の検討課題についても明らかにする。